

USEN  LTE
サービス契約約款

2016年9月16日改訂版



株式会社USEN

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 株式会社USEN(以下「当社」といいます。)は、電気通信事業法(昭和五十九年十二月二十五日法律第八十六号、以下「事業法」といいます。)その他の法令の規定に基づき、このUSEN♪LTEサービス契約約款(料金表を含みます。以下「本約款」といいます。)を定め、これによりUSEN♪LTEサービス(以下「本サービス」といいます)を提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 本サービス	ソフトバンクモバイル株式会社(以下、「ソフトバンク」といいます)又は株式会社U-NEXT(以下、「U-NEXT」といいます)の電気通信回線設備を使用して当社が行うUSEN♪LTEと称する電気通信サービス
4 本サービス取扱所	(1) 本サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により本サービスに関する契約事務を行う者の事業所
5 加入契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
6 契約者	当社と加入契約を締結している者
7 無線装置	加入契約に基づいて、陸上(河川、湖沼および日本国の海域を含みます。以下同じとします。)において使用されるアンテナ及び無線送受信装置
8 無線基地局設備	無線装置との間で電波を送り、または受けるための当社の電気通信設備
9 契約者回線	加入契約に基づいて無線基地局設備と契約の申込者が指定する無線装置との間に設定される電気通信回線
10 SIMカード	契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社が本サービスの提供にあたり契約者に貸与するもの
11 通信端末	移動電話端末等(端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)に定める端末設備のうち、電気通信サービスの用に供されるもの)のうち、非音声端末であって、当社が本サービスの提供にあたり契約者に貸与するもの
12 協定事業者	本サービスを提供するために当社が別に指定する協定事業者、特定協定事業者または指定協定事業者のこと
13 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)または同一の建物内であるもの
14 自営端末設備	当社が別に定めるところにより売り切りをした端末設備以外の端末設備
15 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者(事業法第9条の登録を受けた者または事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。)以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
16 自営端末設備等	自営端末設備および自営電気通信設備
17 技術基準等	端末設備等規則(昭和六十年四月一日郵政省令第三十一号)で定める技術基準および当社が総務大臣の登録を受けて定めるIP通信網サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件
18 消費税相当額	消費税法(昭和六十三年十二月三十日法律第八号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 本サービスの種類

(本サービスの種類)

第4条 本サービスには、次のサービスがあります。

サービスの種類
USEN♪LTE 通信サービス単体
USEN♪LTE 放送サービスと通信サービスとのセットプラン

第3章 契約

(加入契約の単位)

第5条 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の加入契約を締結します。

(加入契約申込みの方法)

第6条 加入契約の申込みは、本約款を承諾の上当社所定の方法により行うものとします。

2 加入契約の申込者が20歳未満の個人である場合には、加入契約の申込みにあたり法定代理人の同意を要し、法定代理人は、本約款に定める加入契約の申込者の義務につき、加入契約の申込者と連帯して保証するものとします。

(申込みの承諾)

第7条 当社は、加入契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

2 当社が、加入契約の申込みを承諾する日は、当社所定の方法により加入契約の申込みを受け付けた日とします。

3 当社は、本条1項および2項の規定にかかわらず、次の場合には、その加入契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 第6条(加入契約申込みの方法)に基づき申込まれた内容に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。

(2) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(3) 加入契約の申込者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。

(4) 第40条(契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。

(5) 加入契約の申込者が、当社の電気通信サービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除または本サービスの利用を停止された加入契約者と関係があり不正使用等を行うおそれがあると当社が判断したとき。

(6) 加入契約の申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」といいます。)、公共の福祉に反する活動を行う団体、およびその行為者であるとき、または反社会的勢力であったと判明したとき。

(7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。

4 当社は、前項の規定により、加入契約の申込みを承諾しないときは、あらかじめ申込者にその理由等を当社所定の方法で通知します。

(提供開始日および契約期間)

第8条 本サービスの提供開始日は、当社が無線基地局設備を引き渡した日とします。

2 本サービスの契約期間は、本サービスの提供開始日の属する月の翌月1日から起算して2年間とし、契約満了日の属する月の初日から末日までを契約更新期間とします。契約更新期間中に契約者から契約解除の通知が行われない場合は、契約期間満了日の翌日から起算して2年間、同一条件をもって契約更新されるものとし、以降も同様とします。

3 契約者は、契約更新期間以外に加入契約の解除があった場合は、当社が定める支払期日までに、料金表第1表第3(契約解除料)に規定する額を支払っていただきます。

(本サービスの種類の変更)

第9条 本サービスの種類変更の際には、変更前の加入契約の解除を行い、新たに加入契約の申込みをしていただきます。

(契約者識別番号)

第10条 本サービスの契約者識別番号は、1の契約者ごとに当社が定めます。

2 当社は、技術上および業務上やむを得ない理由がある場合は、契約者識別番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、契約者識別番号を変更する場合は、あらかじめそのことを契約者に当社所定の方法で通知します。

(利用の一時中断)

第11条 契約者は、本サービスを一時中断することができます。

2 当社は、契約者から前項の請求があった場合は、本サービスの一時中断(その契約者識別番号を他に転用することなく、本サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(契約者の氏名等の変更)

第12条 契約者は、その氏名、名称または住所もしくは居所について変更があった場合は、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の場合において、料金表に特段の定めがあるときはその定めるところによります。

3 第1項の届出があったときは、契約者は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(利用権の譲渡の禁止)

第13条 利用権(契約者が加入契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)は、譲渡することができません。

(契約者が行う加入契約の解除)

第14条 契約者は、加入契約を解除しようとする場合は、解除を希望する日が属する月の前々月末日までに当社所定の書面にて申請していただきます。

(当社が行う加入契約の解除)

第15条 当社は、第27条(利用停止)の規定により本サービスの利用停止をされた契約者が、当該利用停止が終了したのちに本サービスを再び利用した場合に、利用停止の原因となった事実と同一または類似の事実を行ったと知ったときは、その加入契約を解除することができます。

2 当社は、契約者が第27条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が判断したときは、前項の規定にかかわらず、その加入契約を解除することがあります。

3 当社は、契約者が第40条(契約者の義務)第1項第4号のいずれかの行為を行った場合、とくに当該行為の解消にかかる催告を要せず、直ちに、その加入契約を解除することができます。

4 当社は、契約者に対し第41条(是正措置)に基づく是正措置を求めた場合において、当該契約者が所定の期間内に当該是正措置を講じなかったと当社において認められたときは、何らの催告を要せず、直ちに、その加入契約を解除することができます。

5 当社は、契約者が以下の事由に該当した場合、その加入契約を解除することができます。

(1) 契約者が、暴力団等、公共の福祉に反する活動を行う団体、およびその行為者である場合、または、反社会的勢力であったと判

明した場合。

- (2) 契約者自ら、または第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合、または、妨害するおそれのある行為をした場合。
- (3) 契約者自ら、または第三者を利用して、当社に対して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いるなどした場合。
- (4) 契約者自ら、または第三者を利用して、当社の名誉、信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合。
- (5) 契約者自ら、または第三者を利用して、自身や、その関係者が暴力団等である旨を当社に認知させるおそれのある言動、態様をした場合。

(その他の提供条件)

第16条 本サービスに関するその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

第4章 SIMカードの貸与等

(SIMカードの貸与)

第17条 当社は、契約者に対しSIMカードを貸与します。この場合、貸与するSIMカードの数は、1の契約につき1つとします。

2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない場合は、当社が貸与するSIMカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを当社所定の方法で契約者に通知します。

(SIMカードの返還)

第18条 契約者は、次の場合、当社所定の方法によりSIMカードを本サービス取扱所へ速やかに返還するものとします。

(1) そのSIMカードの貸与に係る本サービスの契約解除があったとき。

(2) その他、SIMカードを利用しなくなったとき。

2 契約者は、第17条(SIMカードの貸与)第2項の規定により、当社がSIMカードの変更を行った場合、変更前のSIMカードを返還するものとします。

3 契約者は第1項の場合において、契約者がSIMカードを返還しなかったときは、第1項各号の通知があった日から経過の期間に対応する月額利用料の額を当社に支払うものとします。

(SIMカードの管理責任)

第19条 契約者は、SIMカードを善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

2 契約者は、SIMカードが盗難、紛失または毀損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。

3 当社は、第三者がSIMカードを利用した場合であっても、そのSIMカードの貸与を受けている契約者が利用したものとみなして取扱います。

4 当社は、SIMカードの盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

第5章 通信端末の貸与等

(通信端末の貸与)

第20条 当社は、契約者に対し通信端末を貸与します。この場合、貸与する通信端末の数は、1の契約につき1つとします。

2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない場合は、当社が貸与する通信端末を変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを当社所定の方法で契約者に通知します。

(通信端末の返還)

第21条 契約者は、次の場合、当社所定の方法により通信端末を本サービス取扱所へ速やかに返還するものとします。ただし、契約者が返還期日までに通信端末を返還しない場合には、当社がその回収を行うことができるものとし、この場合、契約者は当該回収に要した費用を当社の請求に基づき負担するものとし、当社の指定する方法および期限に従い支払うものとします。

(1) その通信端末の貸与に係る本サービスの契約解除があったとき。

(2) その他、通信端末を利用しなくなったとき。

2 契約者は、第17条(SIMカードの貸与)第2項の規定により、当社が通信端末の変更を行った場合、変更前の通信端末を返還するものとします。

3 契約者は前二項により当社に通信端末を返還する場合、通信端末にかかる蓄積データ等の一切を消去し、かつ、通信端末のロックを解除し、工場出荷状態に戻した上で、当社が別途定めるその他の返却条件に従って、当社に返還するものとします。なお、当社は、契約者が通信端末の返還に際し、蓄積データ等の消去を行わなかったことにより、契約者または第三者に生じた損害につき一切の責任を負わないものとします。

4 契約者は第1項の場合において、契約者が通信端末を返還しなかったときは、第1項各号の通知があった日から経過の期間に対応する月額利用料の額を当社に支払うものとします。

(通信端末の管理責任)

第22条 契約者は、通信端末を善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

2 契約者は、通信端末が盗難、紛失または毀損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。

3 当社は、第三者が通信端末を利用した場合であっても、その通信端末の貸与を受けている契約者が利用したものとみなして取扱います。

4 当社は、通信端末の盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとし、契約者は通信端末の利用において当社またはソフトバンク及びU-NEXTに損害等を与えた場合にはこれを賠償するものとします。

第23条(通信端末の利用における禁止行為)

契約者は、通信端末の利用に際し、次の各号に定める事項を行ってはならないものとします。

(1) 第三者への貸与、転貸、譲渡、担保の差し入れ、処分等を行う行為

(2) 通信端末に貼付してある端末機種を特定するための銘板、シール等を剥離または汚損する行為

(3) 契約者は、通信端末の所有権が契約者には無く、当社より貸与を受けた端末であることを認識するものとし、これに反する行為

- (4)ソフトバンク及びU-NEXTの定める約款および利用契約に反する行為
- (5)本契約の条項に違反する行為

第6章 通信

(サービス区域)

第24条 本サービスのサービス区域は、本サービスの種類ごとに、ソフトバンク及びU-NEXTの定めるサービス区域に準ずるものとします。

(通信利用の制限)

第25条 本サービスの通信利用の制限については、本サービスの種類ごとに、ソフトバンク及びU-NEXTの定める通信利用の制限に準ずるものとします。

第7章 利用中止および利用停止

(利用中止)

第26条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社もしくは協定事業者の電気通信設備の保守および工事にやむを得ないとき。
- (2) 第21条(通信利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に当社所定の方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(利用停止)

第27条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、当社が指定する支払期日を経過してもなお支払わないとき。
(支払期日を経過した後に支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できない場合を含みます。以下、この条において同じとします。)
- (2) 加入契約に申込み時に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
- (3) 第40条(契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (4) 契約者回線に自営端末設備等を当社の承認を得ずに接続したとき。
- (5) 第12条(契約者の氏名等の変更)の定め違反したとき、もしくは同条の規定により届け出た内容について虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
- 2 当社は前項の規定により、本サービスの利用を停止するときは、原則としてそのことを会員に通知することはありません。

第8章 料金等

(料金)

第28条 当社が提供する本サービスの料金は、基本利用料、契約解除料および手続きに係るものとし、料金表に定めるところによりします。

(基本利用料の支払義務)

- 第29条 契約者は、本サービスの提供開始日から起算して加入契約の解除があった日までの期間(本サービスの提供開始日と解除または廃止があった日が同一の日である場合は、その日とします。)について、料金表に規定する基本利用料の支払を要します。
- 2 前項の期間において、利用の一時中断および利用の停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本利用料および一時金(以下、総じて「利用料金」といいます。)に係るものの支払は、次によります。
 - (1) 第11条(利用の一時中断)の規定により、本サービスの利用の一時中断があったときは、その期間中の利用料金の支払いを要します。
 - (2) 第27条(利用停止)の規定により本サービスの利用停止があったときは、その期間中の利用料金の支払を要します。
 - (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の支払を要します。

区別	支払を要しない料金
契約者の責めによらない理由によりその本サービスを全く利用することができない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての基本利用料。

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われている場合は、その料金を返還します。
- 4 本条の規定にかかわらず、料金表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(解除料金の支払義務)

第30条 契約者は、契約更新期間以外の日に契約の解除があった場合、料金表第1表第3(契約解除料)に規定する料金の支払を要します。

(手続きに関する料金の支払義務)

第31条 契約者は、本サービスに係る契約の申込みまたは手続きを要する請求をし、その承諾

を受けた場合、料金表第1表第5(手続きに関する料金)に規定する料金の支払を要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除もしくはその請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われている場合は、その料金を返還します。

(料金の計算および支払い)

第32条 料金の計算方法および支払方法は、料金表通則に規定するものとします。

(割増金)

第33条 契約者は、料金その他の債務の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(遅延損害金)

第34条 契約者は、料金その他の債務(遅延損害金を除きます。)について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払っていただきます。

(債権の譲渡)

第35 当社は、本約款の規定により、支払を要することとなった料金その他の債務に係る債権の全部または一部を、当社が第三者に譲渡することがあります。

2 当社は、前項の規定により債権の譲渡を行う場合は、あらかじめ当社所定の方法によりその契約者に対して通知します。

(料金の再請求)

第36条 当社は、契約者が料金その他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払がない場合には、料金の再請求をするものとします。

2 前項の場合において、当社は、再請求業務を第三者に委託することがあります。その際に要した費用は契約者の負担とさせていただきます。

第9章 料金の減額

(責任の制限)

第37条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかった場合は、その本サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の料金の減額請求に応じます。ただし、契約者が当該料金の減額の対象となる本サービスが復旧した時点から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかった場合は、契約者はその権利を失うものとします。また、天災または事変等その他の当社の責めによらない理由によりその本サービスが全く利用できない状態となる場合においては、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る次の料金の合計額に限り、料金の減額請求に応じます。

(1) 料金表第1表第1(基本利用料)および第1表第2(料金額)に規定する料金

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取扱います。

4 当社は、当社の故意または重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前項の規定は適用しません。

(免責)

第38条 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧に当たって、その電気通信設備に記載されている内容等が変更または消失したことにより損害を与えた場合、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

2 当社は、本約款等の変更により自営端末設備等の改造または変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

3 当社は、契約者が本サービスを利用することにより他人との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

第10章 雑則

(承諾の限界)

第39条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその契約者に通知します。ただし、本約款において特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(契約者の義務)

第40条 契約者は、次のことを遵守しなければなりません。

(1) 端末設備(無線装置に限ります。)または自営端末設備等(無線装置に限ります。)を取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときまたは端末設備もしくは自営端末設備等の接続もしくは保守のため必要がある場合は、この限りではありません。

(2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 端末設備もしくは自営端末設備等またはSIMカードに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更し、または消去しないこと。

(4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、または他人の利益を害する態様で本サービスを利

用しないこと。なお、別記2に規定する禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

(是正措置)

第41条 当社は、当社において、契約者が次のいずれかに該当すると認めた場合は、契約者に対し、相当の期間を定め、当該行為の是正を求めることができるものとします。

- (1) 第40条（契約者の義務）第1項第4号の定めるいずれかの行為に該当するおそれのある行為。
- (2) 消費者保護を目的とする法令の趣旨に照らし、消費者の誤認あるいは混同を惹起するおそれのある行為。

(不可抗力)

第42条 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故、その他不可抗力により、加入契約の全部もしくは一部の履行の遅延または不能を生じた場合には、当社はその責に任じません。

2 前項の場合に、当該加入契約は履行不能となった部分については、消滅するものとします。

(通信の秘密の保護)

第43条 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ利用または保存します。

(個人情報等の保護)

第44条 当社は、個人情報等(本サービスの提供に関連して知り得た加入申込者の個人情報であって、前条(通信の秘密の保護)に規定する通信の秘密に該当しない情報をいいます。以下同じとします。)を、加入申込者以外の第三者に開示または漏洩しないものとし、かつ、本サービスの業務の遂行上必要な範囲を超えて利用しないものとします。

ただし、当社は次の各号の場合においては個人情報等を第三者に開示することがあり、加入者は、これにあらかじめ同意するものとします。

- (1) 加入申込者の同意を得て個人情報を利用するとき。
- (2) 個人情報の保護に関する法律(平成一五年五月三十日法律第五十七号)第16条第3項第4号の定めに基づき、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者からの要請に応じるとき。
- (3) ソフトバンク及びU-NEXTの照会(ただし合理的事由に基づく場合に限り)があるとき。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、刑事訴訟法(昭和二十三年七月十日法律第百三十一号)その他の法令の規定に基づき強制の処分等が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、また特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律(平成十三年十一月三十日法律第百三十七号)第4条に基づき開示の請求があった場合には、開示請求の要件が充足されたときに限り当該開示の請求の範囲で個人情報等の一部を提供することがあります。

(注)業務の遂行上必要な範囲での利用には、加入申込者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

3 本条は、加入契約の解除後3年間有効に存続するものとします。

(法令に規定する事項)

第45条 本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(分離条項)

第46条 本約款のいずれかの規定が法律に違反していると判断され、無効または実施できないと判断された場合であっても、当該条項以外の規定は、引き続き有効に存続しかつ実施可能とします。

(合意管轄)

第47条 当社は、契約者と当社の間で本約款に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第48条 本約款の成立、効力、解釈および履行については、日本国憲法によるものとします。

別記

1 契約者の地位の承継

会社法に基づく事業承継または法定相続により契約者の地位の承継があったときは、相続人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出ていただきます。

2 インターネット接続機能等の利用における禁止行為

- (1) 電子メールの送受信上の支障を生じさせるおそれのある電子メールを送信する行為
- (2) (1)のほか、当社もしくは他社のインターネット関連設備の利用もしくは運営、または他の契約者の平均的な利用の範囲に支障を与える行為または与えるおそれがある行為
- (3) 無断で他人に広告、宣伝もしくは勧誘する行為または他人に嫌悪感を抱かせ、もしくは嫌悪感を抱かせるおそれがある文章等を送信、記載もしくは転載する行為
- (4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (5) 他人の著作権、肖像権、商標、特許権その他の権利を侵害する行為または侵害するおそれがある行為
- (6) 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為、または侵害するおそれがある行為
- (7) 他人を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (8) 猥褻、虐待等、児童および青少年に悪影響を及ぼす情報、画像、音声、文字、文書等を送信、記載または掲載する行為
- (9) 無限連鎖講(ネズミ講)もしくはマルチまがい商法を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (10) 連鎖販売取引(マルチ商法)に関して特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)に違反する行為
- (11) インターネット接続機能により利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為
- (12) ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信し、または掲載する行為
- (13) 犯罪行為またはそれを誘発もしくは扇動する行為
- (14) (1)から(13)のほか、法令または慣習に違反する行為
- (15) 売春、暴力、残虐等、公序良俗に違反し、または他人に不利益を与える行為
- (16) その他、当社サービスの運営を妨げる行為
- (17) 上記(16)までの禁止行為に該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

料金表 通則

(料金の計算方法など)

- 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本利用料は暦月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、暦月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
- 2 当社は、基本利用料を合計した額を契約者へ請求します。
- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の暦月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金などの支払い)

- 5 契約者は、料金表の規定に基づく料金を、当社が定める期日までに、別途、契約者が加入申込書で指定した方法により支払っていただきます。

(料金額の表示)

- 6 本サービスに関する料金額の表示は税別を表示します。

(料金の臨時減免)

- 7 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、本約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金および工事費を減免することがあります。
- 8 当社は、前項の規定により料金などの減免を行ったときは、当社が指定する方法により、そのことを通知します。

第1表 料金

第1 基本利用料

基本利用料の適用については、第29条(基本利用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

基本利用料の適用											
(1)基本利用料の料金種別の選択	ア 当社は、下表の左欄の契約に基づいて、本サービスを提供します										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">通信サービス単体</td> <td>USEN♪LTE(モバイル)</td> </tr> <tr> <td>USEN♪LTE(セルラー)</td> </tr> <tr> <td>USEN♪LTE(M2M)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放送サービスと通信サービスとのセットプラン</td> <td>USEN♪LTE(モバイル)BGM パック</td> </tr> <tr> <td>USEN♪LTE(セルラー) BGM パック</td> </tr> <tr> <td>USEN♪LTE(M2M) BGM パック</td> </tr> </tbody> </table>	種類	料金種別	通信サービス単体	USEN♪LTE(モバイル)	USEN♪LTE(セルラー)	USEN♪LTE(M2M)	放送サービスと通信サービスとのセットプラン	USEN♪LTE(モバイル)BGM パック	USEN♪LTE(セルラー) BGM パック	USEN♪LTE(M2M) BGM パック
	種類	料金種別									
	通信サービス単体	USEN♪LTE(モバイル)									
		USEN♪LTE(セルラー)									
		USEN♪LTE(M2M)									
放送サービスと通信サービスとのセットプラン	USEN♪LTE(モバイル)BGM パック										
	USEN♪LTE(セルラー) BGM パック										
	USEN♪LTE(M2M) BGM パック										
(2)契約期間	ア 本サービスには、1の契約ごとに契約期間があります。										

内に契約者回線の解除などがあった場合の料金の適用	イ 契約者は、契約期間内に契約の解除などがあった場合は、第29条(基本利用料の支払義務)および料金表通則の規定にかかわらず、料金表第1表第3(契約解除料)に規定する金額を契約解除料として、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。
--------------------------	--

第2 初期費用および利用料

本サービスにおける初期費用および利用料は、別途、料金表に定めるものとします。なお、当該初期費用および利用料は、当社から加入者に対して、改定をする1ヶ月前までに当社が通知をすることにより改定できるものとします。

第3 契約解除料

1 適用

契約解除料の適用については、第30条(解除料金の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

契約解除料の適用	
(1)契約解除料の支払いを要する場合	契約更新期間以外の日で契約の解除があったとき

2 契約解除料

解約事務手数料 10,000 円に加えて、当該契約期間の残期間分の利用料に相当する額の違約金が発生します。

料金種別	単位	料金額
解約事務手数料	1 契約ごとに	10,000円
違約金	1契約ごとに	契約期間の残期間分の利用料に相当する額

第4 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第31条(手続きに関する料金の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

1契約者識別番号ごとに月額

区分	内容	
(1)手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。	
	料金種別	内容
	契約事務手数料	本サービスの申込みを行い、その承諾を受けたときは、2(料金額)に規定する契約事務手数料の支払いを要します。
	SIM カードの再発行手数料	契約者より、SIMカードの紛失、盗難または毀損その他の理由により新たな SIM カードの貸与を請求し、その承諾を受けたときは、契約者は 2(料金額)に規定する SIM カード再発行手数料の支払いを要します。

2 料金額

1契約者識別番号ごとに月額

料金種別	単位	料金額
契約事務手数料	1 契約ごとに	3,000円
SIM カード再発行手数料	1請求ごとに	2,000 円

附 則

(実施期日)

- 1 本約款は、平成25年6月3日から有効となります。
- 2 ワイモバイル株式会社は、平成27年4月1日を以ってソフトバンクモバイル株式会社へ社名変更しております。
- 3 本約款の改定は、平成28年9月16日から有効となります。